

ゆめの泉こども園重要事項説明書

令和7年度4月1日

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 白菊会
所 在 地	大分市新川町 1 丁目 1 2 2 8 - 1
電 話 番 号	097-535-0611
代 表 者 氏 名	理事長 後藤 伸太郎

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	ゆめの泉こども園
施 設 の 所 在 地	大分市新川町 1 丁目 1 2 2 8 - 1
連 絡 先	電話 097-535-0611 FAX 097-535-0616
管 理 者	園長 岩崎 真太郎
利 用 定 員	1号認定子ども 3歳児：5人 4歳児：5人 5歳児：5人 2号認定子ども（保育認定） 45人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：15人 1・2歳：30人
実施する事業の種類	延長保育 / 一時預かり保育
開 設 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

3. 運営の方針

- ・入園する乳児及び幼児(以下「児童」といいます。)最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、保育を一体的に行います。
- ・家庭と保育園での児童の実態を共通理解し、あたたかい家庭的な雰囲気の中で保育を行います。
- ・児童の家庭や地域との様々な社会的かかわりを図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 保育を提供する曜日・時間・休園日

提 供 す る 曜 日	月曜日から土曜日まで
2・3号認定 保 育 時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時～午後4時（8時間）
延 長 保 育	【保育標準時間】 保育時間終了後～午後7時まで（別途利用者負担あり） 【保育短時間】 午前7時～午前8時まで（別途利用者負担あり） 保育時間終了後～午後7時まで（別途利用者負担あり）
1号認定・教育時間	午前9時～午後2時
一 時 預 か り	午前7時～午前9時まで（別途利用者負担あり） 教育時間終了後～午後6時まで（別途利用者負担あり）
土曜日・長期休業 一 時 預 か り	午前7時～午後6時まで（別途利用者負担あり）
2・3号認定	【休園日】年末年始（12月29日～1月3日）及び日曜・祝日
1 号 認 定	【長期休業日】夏季休業日（8月10日～8月16日まで） 冬季休業日（12月26日～1月3日まで）

5. 職員体制

当園では、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

（令和7年3月17日現在）

職 種	合 計	常 勤	非 常 勤	その他
園 長	1人	1人	0人	
副 園 長	1人	1人	0人	
主 幹 保 育 教 諭	1人	1人	0人	
保育・幼稚園教諭	16人	14人	2人	
看 護 師	1人	1人	0人	
栄養士・調理師	4人	2人	2人	
子 育 て 支 援 員	3人	1人	2人	
事 務	1人	1人	0人	
委 託 医	1人	0人	1人	
委 託 歯 科 医	1人	0人	1人	

6. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日 厚労省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）教育・保育及び時間外保育の提供

上記4に記載する時間において、保育を提供します。

（2）延長保育（2・3号認定）

【保育標準時間認定を受けた方】

保育時間終了後 ～ 午後7時（1時間）

別途利用者負担あり

【保育短時間】

午前7時 ～ 午前8時（1時間）

別途利用者負担あり

午後4時～午後7時（3時間）

（3）一時預かり（1号認定）

午前7時 ～ 午前9時（2時間）

別途利用者負担あり

午後2時 ～ 午後6時まで（4時間）

別途利用者負担あり

（4）土曜日・長期休業・（1号認定・一時預かり）

午前7時 ～ 午後6時まで

別途利用者負担あり

（5）送迎

保護者による送迎を基本とします。

（6）園の取り組み

英語教室・リズム体操教室（週1回）

7. 給食等について

（1）提供方針

給食については、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。

そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

（2）提供方法

自園調理（離乳食含む）

（3）昼食・おやつ

保護者の方へは、月末に翌月の献立表・離乳食表でお知らせします。

（4）アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。

医師の診断書を基にご相談の上、除去するなどの対応をいたします。

（すべてのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。） 例：卵・牛乳・そば 等

（5）衛生管理等

全職員は、毎月検便を行っています。

8. 保護者負担について

(1) 入園後の費用負担

- ①毎月の保育料：認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額
※月末3日間の期限内に保育園に持参していただきます。(午前中)

②延長保育料

【2・3号認定】標準時間保育・短時間保育含

300円 / 1時間ごと

【1号認定】一時預かり

450円 / 1日

長期休業・土曜日

450円 / 1日

③実費負担額

- ・帽子代(日よけ付) 1,080円
- ・半袖トレシャツ代 4,620円
- ・ショートパンツ代 3,520円
- ・日本スポーツ振興センター共済給付負担金：年額315円

・給食費(4月～翌3月)：

1・2号認定子ども(保育認定)	主食費分	月額	1,500円
	副食費分	月額	6,500円
3号認定子ども(保育認定)			無料

(2) 負担金を領収した場合は、領収書を発行します。

(3) 途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用について、返還いたしかねます。

(4) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

おむつ・おしりふき・ひも付きタオル・ウエットティッシュ(くちふき)・おしぼり(給食用)
ビニール袋・お昼寝布団 等

9. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

- ・当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前9時まで電話またはアプリ(コドモン)にご連絡ください。

(2) お迎えが午後6時を過ぎる場合

- ・お迎えが遅れる場合は、午後5時45分までに連絡ください。

(3) 毎朝の体温等の確認

- ・登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

(4) 感染症について

【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが望ましい感染症】

- ・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・りんご病・ウイルス性胃腸炎・ヘルパンギーナ
- ・RSウイルス感染症・带状疱疹しん・突発性発しん

・コロナウイルス感染症 ※別途用紙

・インフルエンザ ※別途用紙

【医師が意見書を記入することが望ましい感染症】

- ・麻疹（はしか）・風しん・水痘・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・結核・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・百日咳
- ・侵襲性髄膜炎菌感染症

(5) 与薬について

- ・医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、当園指定の与薬依頼書に保護者が記入し承認を得た上で行うことができます。1回分のみをお預かりします。なお、市販の薬は受け付けません。

10. 利用の終了について

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める利用要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 委託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

【内科】

名 称	平田医院
医 院 長 名	平田 雅敬
所 在 地	大分市王子中町 9-37
電 話 番 号	097-536-3322

【歯科】

名 称	まとう歯科
医 院 長 名	間藤 隆紀
所 在 地	大分市新川町 1 丁目 1151-1
電 話 番 号	097-533-0101

12. 緊急時の対応方法

当園では、容体の変化等があった場合は、保護者に連絡し保護者と共に嘱託医を受診します。

1 3. 賠償責任保険の加入

- (1) 保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 (2) 保険の種類 幼稚園・保育園賠償責任保険
 (3) 保険金額

【対象】 ○保育園施設（建物・設備・用具）などの不備・欠陥に起因する事故
 ○職員の不注意に起因する事故
 ○園児提供に飲食物に起因する事故

	限 度 額
対人事故の場合	・ 被害者1名につき3,000万円 ・ 1回の事故につき3億円
対物事故の場合	・ 1回の事故につき100万円

1 4. 非常災害時の対策

消火・避難訓練	毎月実施
防災設備	消火器・非常警報設備・防災頭巾・誘導灯
避難場所	(一次) 新川公園
	(二次) 碩田学園
	(津波の場合) 園舎屋上
避難時の児童の受け渡し方法	一斉メールにて保護者に連絡し、避難場所へ迎えにきてもらう。 その後、引渡しカードで確認し児童を受け渡します。

1 5. 災害時における臨時休園について

大分市の災害時における幼児教育・保育施設等の臨時休園に関する基準に基づき、次の場合には臨時休園とします。

(1) 風水害や土砂災害等の場合

事 象	開 園 前 (午前6時時点)	保 育 中
警戒レベル3 (高齢者等避難)の発令	臨 時 休 園	全児童の降園 ※ 降園要請を受けたら 至急お迎えに来てください

※ 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にある施設は、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令によって臨時休園となります。（当園は浸水想定区域に該当します）

(2) 地震の場合

事 象	開 園 前 (午前6時時点)	保 育 中
震度5強以上	臨 時 休 園	全児童の降園 ※ 降園要請を受けたら 至急お迎えに来てください

16. 保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

【ゆめの泉こども園 相談・苦情担当】

相談・苦情受付担当者		氏 名	後藤 美佳	電 話	097-535-0611
相談・苦情解決責任者		氏 名	岩崎 真太郎	電 話	097-535-0611
第 三 者 委 員	氏 名	高橋 康久	役職：当法人評議員		
	氏 名	大野 仁嗣	役職：当園前園長		
	氏 名	渡辺 まや子	役職：当園前主任保育士		
	氏 名	十時 ひかり	役職：保護者代表		
受 付 方 法		面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます			